栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業　プロポーザル質問回答

No.	資料名称	ページ	項番	質問内容	回答
1	仕様書	1	3(4)	仕様書に記載の「イ」の想定走行距離（年間・1 日当たり）をご教示ください。	1便当たりのキロ程は約 15.1km です。ただし、本事業は予約制であり、予約のない停留所をショートカットして運行することが可能であるため、走行距離は利用状況等により変動します。このため、1 日当たり及び年間の想定走行距離を一律に示すことは困難です。
2	仕様書	1	3(4)	コールセンター、オペレーター及び予約受付体制は、受託者が手配・負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
3	仕様書	1	3(4)	利用者から収受する運賃は、運行事業者の収入として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	実施要領	1	3	運賃収入見込み 298,738 円について、実収入が見込みを下回る場合、その減収分は運送欠損額の算定に反映され、補助対象になりますか。 実際の運行経費が見込みを上回る場合の取扱いもご教示ください。	実収入が運送欠損額の算定に反映されるため、減収分は補助対象になります。 また運行経費についても、実際の運行経費が運送欠損額の算定に反映されますが、実施要領に示す予算額を超える場合は、双方協議のうえ、補助対象額を決定します。

5	実施要領	2	6	弊社は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を保有し、大阪府内で運行しています。一部路線・系統は令和 9 年 3 月から休止予定ですが、事業許可自体は維持します。 また、滋賀県内での運行実績及び車庫はありませんが、この状況下で、現在保有する許可をもって参加資格を満たしますか。 選定後、運行開始までに事業計画変更認可等の手続きを完了することを前提に参加できますか。	滋賀県内での運行実績及び車庫の有無については、参加資格の要件ではありません。 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）について、同法第4条第1項の許可を受けており、かつ実施要領の「6. 参加資格（1）」に記載する資格要件①～⑤を全て満たす場合、本プロポーザルへの参加は可能です。
6	補助金交付要綱	1	第6条	補助金交付要綱第 6 条の「運送欠損額」について、算定式、補助率及び年間補助上限額をご教示ください。	運行経費から運賃収入を差し引いた運送欠損額が補助額となり、予算の範囲内で補助金を交付します。
7	補助金交付要綱	1	第6条	人件費、燃料費、車両維持費、減価償却費、コールセンター運営費、予約配車システム利用料等は補助対象経費に含まれる理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	補助金交付要綱	2	第14条	車両取得額「1 両当たり 1,500 万円を限度」との記載は、補助対象経費の上限でしょうか。	仕様書「3　本事業の概要（4）」に記載の通り、本事業の運行車両は受注者が所有するタクシー車両としており、車両減価償却費等補助金は、補助金交付要綱第13条に記載の通り、「コミュニティバス路線の運行の用に供する車両」を対象としているため、本事業に供する車両は対象外となります。

9	補助金交付要綱	2	第14条	補助金交付額の上限を教えてください。	8に同じ
10	補助金交付要綱	2	第14条	補助率、対象台数、購入時期の条件及び交付時期もご教示ください。	8に同じ
11	補助金交付要綱			運行開始前に発生する営業所・車庫の整備、運行管理体制の構築、乗務員採用・教育、予約配車システム初期導入等の費用は補助対象となりますか。 対象となる場合、対象期間、申請時期をご教示ください。	運行前に発生する費用は、補助対象外となります。
12	仕様書	2	3(4)	コールセンター及び予約配車システムは受託者が調達するものと理解してよろしいでしょうか。	2に同じ
13	補助金交付要綱			運行経費の増加等により当初の補助申請額を超える場合、変更申請・精算は可能でしょうか。	原則、事業実績に基づき補助申請を行っていただくことになります。補助金交付要綱第8条の規定による概算払を行った場合は、同要綱第11条の2の規定により、実績報告書兼精算報告書の提出を受け、審査のうえ、額の確定を行います。